

令和 5 年第 3 回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和 5 年 9 月 27 日 (水) 9 時 30 分 宣告

1. 出席議員

1番	岡 田	智 子	7番	村 上	謙 武	13番	石 田	茂 春
2番	牧 野	牧 子	8番	菊 地	政 文	14番	高 宮	陽 一
3番	藤 野	定 幸	9番	西 尾	幸太郎	15番	米 澤	壽 重
4番	齋 藤	則 子	10番	池 田	賢 治	16番	池 田	信 博
5番	田 中	一 隆	11番	安 部	大 助			
6番	大 江	寿	12番	前 田	芳 樹			

1. 地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田	高世偉	地 域 振 興 課 長	宇 野	慎 一
副 町 長	大 庭	孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上	和 久
教 育 長	野 津	浩 一	建 設 課 長	田 中	文 男
代 表 監 査 委 員	嶽 野	正 弘	施 設 管 理 課 長	増 本	直 行
総 務 課 長	吉 田	隆	危 機 管 理 室 長	曾 我 部	一 彦
会 計 管 理 者	齋 藤	和 幸	水 産 振 興 室 長	橋 本	博 志
財 政 課 長	長 田	寿 幸	都 市 計 画 課 長	石 田	傑
税 务 課 長	池 本	繁 樹	総 務 学 校 教 育 課 長	金 井	和 昭
町 民 課 長	和 田	美 由 貴	社 会 教 育 課 長	中 村	恒 一
保 健 福 祉 課 長	野 津	千 秋	布 施 支 所 長	山 根	淳
住 民 福 祉 担 当 課 長	廣 江	和 彦	五 箇 支 所 長	藤 野	一
環 境 課 長	原	秀 人	都 万 支 所 長	近 藤	勝 志
エ ネ ル ジ 一 対 策 室 長	野 津	寿 天	中 出 張 所 長	茶 山	宏
商 工 觀 光 課 長	鳥 井	登	中 央 公 民 館 長	田 中	举
農 林 水 産 課 長	河 北	尚 夫			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹 庶務係長 斎賀千春

1. 議員提出議案の題目

発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 9時30分）

（全員協議会開会宣言 9時30分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 11時38分）

（本会議再開宣言 11時38分）

日程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第73号から議第88号までの補正予算案、契約の締結等16件、認定第1号から認定第13号までの決算認定についての13件、及び請願2件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 1番：岡田智子 議員

○1番（岡田智子）

それでは、総務教育民生常任委員会より報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の7月5日、臨時議会前の7月28日、定例会開催前の9月6日・8日、会期中の22日・25日・26日の計7日間、開催いたしました。

付託案件に関しましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果につきまして、ご報告をいたします。令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算・規約の一部変更・物品購入契約は、全て全会一致で「可決すべし」、令和4年度の一般会計並びに特別会計決算につきましては、全会一致で「認定すべし」といたしました。そして、議会初日に付託されました請願第2号につきましては、賛成多数で「継続審査とすべし」とし、請願第3号につきましては、全会一致で「採択すべし」といたしました。

まず、「審査の経過及び主な意見・指摘事項について」でございます。

議第77号「令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第4号）」の小学校一般管理運営事業並びに、中学校一般管理運営事業の「施設維持管理費」につきまして、小学校及び中学校の光熱水費の見込み額に不足が生じるため、それぞれ所要額を増額補正するものでございます。委員からは「小・中学校の光熱水費は、年間必要な固定的経費であって、当初予算で対応措置をとるべきものである。今回のように当初予算の段階で大きく減額をして、補正予算で多額に計上するような予算編成姿勢は改めるべきである」との意見がありました。財政課からは「中期財政計画に基づき、まず前提となる歳入を調査推計し、見合う歳出を予算立てしている。今後は、担当課などと横の連携をよく取りながら、指摘されたことを予算編成にいかしていきたい」などの説明を受けました。

委員会としては、光熱水費など義務的経費については、大きく補正予算で対応するのではなく、横の連携を徹底して、きちんと年度当初予算で措置するように、予算編成方針を作成するよう指摘をいたしました。

次に、「決算の認定について」ご報告をいたします。

令和4年度「税の徴収実績と滞納整理の取り組み状況について」でございますけれども、令和4年度の収納率は、95.4%となり、対前年よりも0.7%の増であり、各徴収班の取り組みの成果が表れているものとして、評価ができます。そして、ここ数年来の滞納整理については、日々の工夫と努力を評価するとともに、引き続き、税の公平・公正な徴収を心がけ、誠実に職務に遂行していただくよう、指摘をしておきます。

また、令和6年4月1日から、相続登記の申請義務化が始まることをうけ、委員からは「相続登記が義務化されることに対する影響は」、「役場としてどこまで対応ができるのか」、「相続登記が義務化されることを町民にお知らせしているか」等の指摘がありました。

執行部からは「11月2日に相続登記の説明会を開く予定にしている。また、義務化になるチラシを回覧に入れたが、登記については、大変こみいった困難なことが生じるのではない

かと心配している。実際に登記を担う西郷法務局と相談の上、周知をはかつていくことにしたい」との返答がありました。所有者不明土地等の発生予防のために、不動産登記制度の見直しがあり、相続登記が義務化になりますが、罰則もあること、また、これまで相続登記をしていなかったものについても該当になるため、周知の徹底と、西郷法務局と連携をしながら、相続登記が進むよう指摘をいたしました。

次に、請願書の審査について、ご報告をいたします。

請願第2号、水原一絵氏からの「国会および関係行政庁へインボイス制度の導入中止を求める意見書」の提出を求める請願についてでございますが、内容の概要は、地方自治法第99条に基づき、消費税のインボイス制度の導入中止を求める「意見書」を国会および関係行政庁へ提出するよう求める内容でありました。

委員会では、9月25日に提出者に出席を求め、請願の願意について説明を受け、内容や経緯について質疑を行いました。委員からは、「インボイス制度によって島内の中小零細事業者たちが成り立たなくなり、地区が衰退していくことを心配しての請願である」、また一方では、「これまで消費税課税事業者は消費税を納めていたが、インボイス制度の導入により公平な姿になったのではないか」等の賛否の論議があり、採決の結果、継続審査が3、不採択2、採択1がありました。継続審査の理由としては、今後、インボイス制度そのものの状況調査と、個々の請願の取り扱いに関する検討が必要であるとしたところでございます。

続きまして、請願第3号 隠岐の島町職員組合 執行委員長西尾正平 氏からの「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府などに提出することを求める」請願についてでございますが、内容の概要は、2024年度地方財政予算全体の安定確保にむけ、政府に対し意見書を提出するよう求める内容でありました。新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策、人口減少等、あらゆる課題への対応や公的サービスの充実を図るために、地方財政の安定確立は急務であり、全会一致で「採択すべし」としました。

最後に所管の調査事項について、ご報告いたします。

「消防団員の待遇改善にかかる報酬の改定について」でございます。

消防団員の年額報酬について、国が令和3年4月に示した基準額を満たしていない状況であり、本町は令和10年に国の基準に合わせる予定であります。委員からは「国の基準額を満たしていないのは、本町と知夫村のみであり、早急に国の示す基準額に合わせるように努力してほしい」などの意見があり、委員会としても、今後、国の基準額に合わせるよう、担当課に指摘をいたしました。

次に、「北小学校の統廃合問題について」でございます。

北小学校の統廃合問題に関する現在までの状況説明がありました。委員からは「8月4日に開催された総合教育会議での方針（案）取り下げに関する文書が地元関係者に届けられていなかった」「今後の北小学校の存続に関する方針案がいまだに示されていない」「早急に方針案を示すべきだ」等の意見がありました。

執行部からは「アンケートの結果を参考にし、保護者や地域の代表を交えた合同会議での議論の結果をふまえ、北小学校の方向性を決定したい」との説明がありました。委員会としては、早急に地元との協議を始めるよう指摘をいたしました。

最後に、「行政視察」のご報告をさせていただきます。

当委員会では、去る8月24日、静岡県富士宮市役所福祉企画課及び（有）木工房「いつでもゆめを」の皆様のところに訪問いたしました。委員長報告の最後に視察報告書を添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、視察の目的は、本町はここ10年で人口減少が著しく、高齢化率も41.7%で、認知症高齢者数も増加傾向であります。わが町も、これまで、「認知症ケアパスの普及」や「認知症に係る相談支援体制の整備」を図ってまいりましたが、先進自治体である富士宮市では、『認知症になっても、これまでと変わらぬ暮らしができる街づくり』を進めるため、「認知症当事者の方々と共に歩む住民主体のまちづくり」が行われています。そこで、「認知症の方々が生きがい感をもって、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、また、認知症施策のさらなる充実を図るため、先進地視察を行いました。

参加者は、常任委員会委員5名と広江保健福祉課長（住民福祉担当）、地域包括支援係松井専門幹、村上議会事務局長の8名であります。富士宮市役所からは、佐野副議長はじめ、福祉企画課係長など7名が、木工房「いつでもゆめを」では、社長の稻葉氏、職員の下村氏にご対応をしていただきました。富士宮市、また、木工房「いつでもゆめを」の概要は、記載のとおりでございます。

視察の主な概要ですが、富士宮市の人口は12万8,706人で、高齢化率は30.4%であります。国の認知症施策推進大綱が示すように、これからは「認知症と共に暮らす社会」、「認知症にとらわれない地域をつくる」ことが求められている中、平成19年から国のモデル事業の指定を受けながら「認知症を本人、医療、介護だけで完結しない取り組み」と「認知症を特別なことではなく、自然なこととして理解できる仕組みづくり」に、3つの視点を大事にしながら取り組んでおられました。

まず、一つ目の視点は、個別支援の充実に努めることであります。地域包括支援センターにおいて、形を先に作るというのではなく、一人ひとりの生き方や家族の思い・生活を大切にしながら、その人にとって何が必要かという視点をもち、関係機関とつながり、そこから必要な活動や仕組みを考えておられます。このようなコミュニティ・ソーシャルワークの現場に、私は初めて触れることができ、認知症に対するイメージが一変するとともに、職員の皆さんとのアセスメント力に感銘いたしました。

二つ目の視点は、本人や家族の視点を重視しながら、やりたいことを楽しめる居場所づくりでございます。富士宮市では、誰もが出会い・交流できる認知症カフェが21か所あり、その内容も、カフェや音楽、農作業、散歩、ソフトボール、ゴルフ等多岐にわたります。どのカフェも本人の声から生まれた取り組みで、とにかく「一緒に過ごす・一緒に楽しむ」をモットーにしておられます。また、本人がいろいろな場面で発言ができる場の支援といたしまして、本人参加による「認知症講座の開催」や「本人会」、「認知症啓発フォーラム」などを開催しています。

最後三つ目の視点は、住民主体の活動支援でございます。地域で活動する人材を増やすため、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を開催しておられます。これまで認知症サポーター養成講座を662回開催し、認知症サポーターは2万3,873人、そしてサポーター養成講座で講師になるキャラバンメイトは450名おり、一般住民の58%が活躍されておられます。

地域で、理解や啓発が必要な場所を自分たちでみつけ、自分たちのできる形で活動しているため、開催日については曜日を選ばず、人数制限もないで、1週間に1回どこかで講座が開催されている状況でございます。そのため、実施するにあたり、誰でも講座ができるよう、ポイントを絞った「講座マニュアル」をしっかりとつくり、勉強会も行うなど、フォローアップを行いながら人材育成をしておられました。

このように、一つ一つの活動を地道に丁寧に積み上げることで生き生きとして生きている本人、そして家族が増えたこと、また、住民の活躍により本人や家族、そして地域をつなぐ「橋渡し役」が増え、社会資源の中で治療や介護予防につながっているそうです。認知症を自分ごとと捉え、友人の一人として本人や家族と共に考える仲間が増えたことが、住民主体のまちづくりにつながっていること、そして、それぞれの“生きる姿”と出会い交流する中で“お互いの生きる力”につながっているのだと、私は実感いたしました。

次に、現場視察では、(有)木工房「いつでもゆめを」を訪問させていただきました。

若年性認知症の方が仲間と共に働く日本でも先駆的な会社で、今から10年前、社長の稻葉氏が若年性認知症の男性から「居場所がない・仕事がほしい」という声を聞いたこと、また、自身が介護現場で働く立場から、高齢者や介護従事者が少しでも便利に、そして豊かな生活をおくるための道具づくりを、認知症の方々と一緒に製作・販売したいと考え創業いたしました。社員は15名で当事者の方は10名おられ、週2日、時給1,000円で働いておられます。公的な支援を受けず、木製の介護用品の製作・販売のみで運営し、主力製品は木製車いす体重計で、現在610台が全国で活躍中でございます。

下村氏は、「認知症になると新しいことを覚えられないと思われがちだが、電気工具を使用し、新しいこともでき上達もしていく。これからも認知症に対する理解を深めるだけでなく、基盤製品をもとに仕事を増やし、“認知症の方が働く場のモデル”として発信していきたい」とおっしゃっておられました。

説明の後、社員の皆さんと少し交流をさせていただきましたが、まず、家族的な雰囲気で迎えてくださったこと、また、ここでの様子を生き生きとした表情や笑顔でお話してくださる姿勢に、私は、皆さんの“夢”と“希望や生きがい”がつまつた、社会とつながる大事な場所だと実感いたしました。

最後に、行政視察を終えまして、委員会としての今後の動きですけれども、本町も後期高齢者数が増加し、独居世帯や高齢者のみの世帯が増える中、「先進自治体の取り組みを参考に、何かできることはないか?」と考えてみました。そこで、「認知症について理解を深めること」が重要であり、地域の支え合いや助け合いを実践できる体制づくりの一助とするため、10月19日に、隠岐の島町図書館で開催されます「認知症サポーター養成講座」に、委員全員で参加したいと思います。

以上、行政視察の報告といたしますけれども、関係資料等につきましては、議会事務局に提出いたしますので、ご参照いただければと思います。

なお、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も継続して、調査・研究することとし、以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長8番：菊地政文議員

○8番（菊地政文）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

常任委員会開催日9月6日、8日、22日、26日の計4日間です。

付託案件 10 件、内認定 4 件含む、審査の結果、議第 77 号議案は賛成多数で修正案を提出することとなり、他の議案については、すべて全会一致で「可決・認定すべし」とした。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等。

議第 77 号「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」。

(1) 残土処理場管理運営事業（飯田残土処理場）応急工事費 786 万 4,000 円。旧犬来残土捨て場が満杯になり、その後に起きた災害時の残土が大量に発生をしたことで飯田残土捨て場が拡大しているように見える。この県道は観光道路であり景観を損なう恐れがあるため、緑化自然公園などを想定した計画をもって進めるべきだと指摘した。

(2) 都市再生事業「（仮称）中曾邸改修工事」、本事業は寄付して頂いた中曾邸を調査したところ、耐震性がなく「倒壊の危険性大」の結果となり、1,000 万円を増額するものである。財源については、調査研究の委託費から流用することとなっている。

委員からは「現在進められている港周辺整備事業はバリアフリー化が必須となっている中、本建物改修にはそれが考慮されていない」、「2 階の利活用など、計画性に欠けている。年度途中で委託料減額は安易すぎる」との厳しい意見があった。

さらに、耐震診断では倒壊の危険性大となっており、2,000 万円を投入して補強して延命するよりも、20 年、30 年先を考えるのであれば新築し港周辺にふさわしい建物にすべきとの意見が多数あった。

担当課からは当施設は、町の情報がわかり、屋内外一体となった誰もが足を運べる施設として改修を考えている。既存を活用するというコンセプトから新築は考えていない。バリアフリー化は今後検討し、2 階部分の利活用もしっかりと進めていきたいとの答弁があった。

委員会としては、現計画の見直しも含め、4 対 3 で「修正案」を提出すべしとした。

令和 4 年度決算審査に対する指摘事項（1）各地区の地域振興事業費について。

地域振興事業費は各地域振興のため、新たな事業・イベント・活動団体への支出が適当と認められる事案に対し、各支所長・出張所長の判断のもと支出する事業費である。令和 4 年度の決算審査において、議員から特に五箇支所の地域振興事業費について、必ずしも適切とは言えない事業に対しての支出があるのでないかとの指摘があった。

会期中の常任委員会で五箇支所より、9 月 20 日付の「地域振興事業補助金事業費の活用について」という事業費運用指針について、改めて示された。委員会では、適切な運用を行い地域のニーズに沿った振興事業に活用すべきと強く指摘した。

調査事項（1）遊休施設利活用調査事業。

旧今津小学校の利用を目的としたバイオマス発電所は現在、計画段階であり、今津地区でのペレットを活用した熱利用の事業を検討している。所管課からは今後、地元の同意を求め計画を進めていくとの説明であった。旧今津小学校は、文化財が保存されており火災事故などに対する懸念がある。今後の施設利活用の情報は教育委員会などとも情報共有をするよう強く指摘した。

続きまして、産業建設常任委員会の行政視察研修報告をいたします。

日時は令和5年8月21日～23日。視察先、石川県小松市エコロジーパークこまつ、次世代エネルギーパーク木場潟公園東園地。

行政視察の目的は、バイオマス事業について、ゼロカーボンシティーの取り組みについて、エコロジーパークこまつについて。

視察先は先程申しだように2件、小松市のエコロジーパークこまつ、次世代エネルギーパーク木場潟公園東園地。

参加者は池田信博議長他、記載のとおりで計10名です。

対応者 小松市議会 東浩一副議長、小松市経済環境部環境推進課 嘉宮功賀課長、高見芳宏主幹。

小松市の概要は記載のとおりでございます。

視察の概要、「エコロジーパークこまつ」では当初、燃やした熱をそのまま栽培ハウスの暖房などに活用する計画であったが、コストや効果を検証した結果、発電の方向に舵を取っており、市としてエネルギー施策に重きを置き、真剣に取り組んでいる姿勢が見受けられた。

木質ペレット製造については小松市でも行っていたが、単独ではコストがかかり、伐採木が不足することから、石川県と他自治体とで設置している加賀森林組合により運営されている。需要については市内にある民間会社に対して約7,000tもの木質チップを提供するなどバランスが取れた運営となっていた。

次世代エネルギーパーク木場潟公園東園地では、木質バイオマスの取り組みや太陽光発電など再生可能エネルギーに関する実証実験を行っている。また、その学習や体験を行える施設となっており、子どもたちが遊べる「里山交流ハウス」や足湯、カフェなどが施設内にあった。夏休みという事もあって沢山の親子連れの利用があった。このような施設については隠岐の島町での設置は難しいと感じたが、森林環境を活用した体験プログラムや再生可能エネルギーについて学ぶ機会を島の子どもたちのために作る必要があるのではと感じた。

以上で、行政視察の報告を終わります。産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究をいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。只今、議第77号「令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算(第4号)」に対して、菊地政文議員ほか3名から、お手元に配付のとおり修正の動議が提出されました。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番：菊地 政文 議員

○8番（菊地政文）

議題となっておりますこの一般会計補正予算(第4号)に対する「修正動議」を提出させていただきたいと思います。

修正の内容につきましては、歳出予算8款2項都市計画費に係る委託料1,000万円の減額分を工事請負費に1,000万円増額するものに対して修正をするものであります。

修正動議の説明を申し上げます。

議第77号「令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算(第4号)」に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び隱岐の島町議会会議規則第17条の規定により別紙の「修正案」を添えて提出いたします。

発議者 隠岐の島町議会議員 菊地政文、同じく牧野牧子、同じく西尾幸太郎、同じく安部大助の4名です。

修正は先ほど申し上げましたとおり、歳出予算8款6項都市計画費に係る、委託料1,000万円の減額分を工事請負費に1,000万円増額することについて「修正」をするものであります。

「提案理由」を説明させていただきます。

本事業は令和5年度当初予算において、工事請負費1,000万円を議決した「(仮称)中曾邸改修工事」に対し、建設資材の高騰による工事費の増大、基礎及び壁等の構造を補強するため、1,000万円を増額するものです。財源については、都市計画総務費のうち委託費1,000万円を減額し、同科目の工事請負費に組替えをするというものです。

委員会の審査の中で、現在進められている港周辺整備事業はバリアフリー化が必須となっている中、本建物改修にはそれが考慮されておらず、2階の利活用も現実味がないことなど計画性に欠けていると言わざるをえません。さらに財源についても、港周辺整備事業には多種多様な設計調査が委託され進行中のなか、年度途中で委託料減額は安易すぎると思います。

また、耐震診断では「倒壊の危険性大」となっており、1,000万円を投入して補強して延命するよりも、20年、30年先を考えるのであれば新築し港周辺にふさわしい建物にすべきとの意見が多数ありました。

委員会での審査の結果を踏まえ、本事業についてはバリアフリー対策など不明瞭な点も多いことや、委託料の減額についても精査する必要があり、現計画の見直しも含め、委託料の減額、工事請負費の増額ともに認めない「修正案」を提出いたします。

各議員の皆様におかれましても、ご理解とご賛同をいただきますよう、お願い申し上げ「修正動議」の説明を終わります。

○議長（池田信博）

ただ今から、「修正案」に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「修正案」に対する質疑を終わります。

日程第2. 討論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第73号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」から、認定第13号「令和4年度隠岐の島町上下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの32件、並びに本日の議事日程第1で行いました委員長報告及び修正案について一括して討論に付します。

まず、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

7番：村上謙武議員

○7番（村上謙武）

それでは、請願第2号の「国会および関係行政庁へインボイス制度の導入中止を求める意見書」の提出を求める請願を「継続審査」とすべきという総務教育民生常任委員長報告に対して、反対の立場で討論を行います。

反対する主な理由は、インボイス制度については、現在、消費税の納税を免除されている売上1,000万円以下の小規模事業者に大きな負担を強いる制度の導入であるということは十分理解しております。

しかし、10月1日よりインボイス制度がスタートするこの時点において導入中止を求める請願を本町議会が採択し、意見書を政府等に提出することを考察した場合、導入中止を求める意見書はあまり意味のないものになってしまうのではないかと判断し、請願の採択には賛

成できない立場でございます。

また、インボイス制度がスタートした以降において、インボイス制度導入中止を求める意見書の提出を求める主旨内容について、本町議会として継続審査を行うことは重要な意味を持たないのではないかと考えます。

したがって、これから本町の行政及び議会が、しっかりと議論し取り組むべきことは、インボイス制度導入後に、大きな負担を抱えることとなる、本町の小規模事業者に対して、どのような形で事業支援をすることができるか、また具体的な支援内容について、しっかりと検討し取り組むことが非常に重要であると考える視点から請願の継続審査について賛成はできないと判断するものであります。

議員の皆さんにも、ご賛同をいただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程 第 3. 採決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の、議第73号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、議第 73 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 74 号「工事請負契約の締結について〔3 災 1901 号町道油井 21 号線②道路災害復旧工事〕」から、議第 76 号「物品購入契約の締結について〔小中学校大型提示装置購入〕」までの 3 件及び、議第 88 号「工事請負契約の締結について〔那久漁港海岸川口突堤改良工事〕」の計 4 件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 74 号から議第 76 号までの 3 件、及び議第 88 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 77 号「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」について採決します。

まず、本案に対する菊地議員他 3 名から提出された「修正案」について、採決します。

本「修正案」に賛成の方は起立願います。

賛成 8 名、反対 7 名

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、修正案は「可決」されました。

次に、修正案を除く原案について採決します。

本案を、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 77 号は、「可決」されました。

次に、議第 78 号「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」から議第 87 号「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 10 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 78 号から議第 87 号までの 10 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第 1 号から諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の 3 件を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第 1 号から諮問第 3 号の 3 件は、お手元に配付しました意見のとおり「可と答申」することに決定しました。

次に、認定第 1 号「令和 4 年度隱岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 13 号「令和 4 年度隱岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第 1 号から認定第 13 号までの 13 件は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、請願第 2 号「国会及び関係行政庁へインボイス制度の導入中止を求める「意見書」提出を求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「継続審査」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成 11 名、反対 4 名

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、請願第 2 号は委員長報告のとおり「継続審査」することに決定しました。

次に、請願第 3 号「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり1件の議案が委員会提案されました。

隱岐の島町議会会議規則第14条の規定により、委員会提案の要件を満たしておりますので議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

それでは、発委第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

発委第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書」につきまして、提案説明を行います。

地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しています。新型コロナウイルス対応や多発する大規模災害への対策により、巨額の財政出動が行われるなか、2024年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、関係先に意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、以上でございます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

発委第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

次に「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審査」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から隠岐の島町議会会議

規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和5年第3回隱岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 12時22分)

以 下 余 白